

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2  
有限会社 タナベ  
氏 名 代表取締役 田邊 宏 様

令和 4 年 4 月 16 日 に申請のあった一般廃棄物処理業については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬、中間処理、最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物
営業所の所在及び名称	帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社 タナベ	
許可期間	自 令和 4 年 5 月 2 日 至 令和 6 年 5 月 1 日	
一般廃棄物の収集を行うことのできる区	広尾町内	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	南十勝廃棄物センター (大樹町萌和394-2)
	その他	廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守すること。

令和 4 年 4 月 22 日

広尾町長 村 瀬

